



寒冷の候、貴社の皆様におかれましてはお変わりなくお過ごしでしょうか。
本年も変わらぬご愛顧のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

～建設業法改正のご案内～



令和6年12月13日より

価格転嫁対策、ICT活用や現場管理効率化などのため、監理技術者と営業所技術者に対する
「専任義務」が一部緩和されます。 (※一部令和7年2月1日改正分もあります)

★2つの特例について★(R6.12.13以降の契約締結分から適用)

1

専任配置を要する主任
技術者または監理技術
者が複数の工事現場で
兼務が可能に。
(専任特例1号)

2

専任技術者(営業所技術
者)が、専任配置を要す
る工事現場の主任技術
者または監理技術者に
なることが可能に。
(職務特例)

※改正に伴い、従来の
「専任技術者」という用
語が「**営業所技術者**」と
いう用語に変わります！

1 専任配置を要する主任技術者または監理技術者が複数の工事現場を兼務することが可能！！

《現行制度》

公共性のある施設や工作物の工事（個人住宅以外の大部分はこの工事に該当）のうち、1件の請負金額が4,000万円(建築一式は8,000万円)以上となる場合、工事現場ごとに「主任技術者または監理技術者」を専任で配置しなければいけません。

(※注意！！令和7年2月1日より、4,000万円→**4,500万円**、8,000万円→**9,000万円**に変更になります。)

この配置技術者の専任配置は、元請・下請関係なく、全ての建設業者が対象で、ほかの現場と「掛け持ち」することが禁止されているため、**工事が複数あると技術者不足となり、資格者不足・人手不足問題となっていました。**



ですが、今回の改正に伴い、建設業法（第26条第3項第1号）により、4,000万円（建築一式8,000万円）以上の工事であっても**1億円未満（建築一式2億円未満）**の工事の場合は一定の要件を満たすことで**ほかの工事現場の兼務が可能となりました。**これは、監理技術者補佐を設置しなくても**2現場まで兼務可能**となります。

【監理技術者等の兼務可能な要件】以下のとおりです。

◆工事現場について

- ① 請負金額が1億円未満（建築一式は2億円未満）の工事であること

(R6.12.13以降の契約締結分から適用)

- ② 現場数の上限は**2現場まで**であること

- ③ **工事現場間の距離が**、1日で巡回可能かつ移動時間が片道おおむね2時間以内であること

- ④ 工事現場以外の場所からICT技術を活用して、現場状況を確認することができること

◆施工体制について

- ⑤ 工事全体の下請次数が 3 次以内であること
- ⑥ 工事現場に「連絡員」として技術者を配置すること

※「連絡員」の概要

- ・土木一式工事または建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験 1 年以上有する者
- ・各工事に配置。同一連絡員の複数兼務可能
- ・専任常駐は不要
- ・「直接的かつ恒常的な雇用」は不要（派遣も可）

- ⑦ 工事現場の施工体制が CCUS 等により把握可能であること（施工体制を確認できる情報通信技術については、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば問題ない）

◆運用について

- ⑧ 人員の配置を示す計画書の作成、現場据置及び保存（電磁的記録媒体による措置も可能）

2 営業所技術者が、専任配置を要する工事現場の主任技術者または監理技術者を兼務することが可能！！

営業所技術者（建設業許可上の要件の 1 つとなっている技術者）は、現場に配置される専任の監理技術者等との兼務はできませんでしたが、4,000 万円（建築一式 8,000 万円）以上の工事であっても 1 億円未満（建築一式 2 億円未満）の工事の場合は一定の要件を満たすことで専任技術者と監理技術者等として兼務可能となります。

【営業所技術者の兼務可能な要件】以下のとおりです。基本的に、上記の専任特例 1 号の要件と同じ。

◆工事現場について

- ① 営業所技術者の所属営業所で請負契約が締結された建設工事であること
- ② 請負金額が 1 億円未満（建築一式は 2 億円未満）の工事であること
- ③ 現場数の上限が 1 現場までであること（営業所専任＋1 現場まで兼任可能）
- ④ 営業所と工事現場間の距離が、1 日で巡回可能かつ移動時間が片道おおむね 2 時間以内であること
- ⑤ 工事現場以外の場所から ICT 技術を活用して、現場状況を確認することができること

◆施工体制について

- ⑥ 工事全体の下請次数が 3 次以内であること
- ⑦ 工事現場に連絡員として技術者を配置すること
- ⑧ 工事現場の施工体制が CCUS 等により把握可能であること（施工体制を確認できる情報通信技術については、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば問題ない）

◆運用について

- ⑨ 人員の配置を示す計画書の作成、現場据置及び保存（電磁的記録媒体による措置も可能）

■□■ 最後に ■□■

建設業界は深刻な技術者不足や資材高騰など、様々な課題に直面しています。懸念される人手不足を解消するため、現場兼務が認められることで、人員の効率的な配置が可能になり、かつ人員コスト削減につながるのではないのでしょうか。またウェブ会議システムなどを通じて現場への指揮監督が行える体制を確保できれば、二つの現場の兼任を可能とし、柔軟な働き方を促すことができるようになります。

最後までお読みいただきありがとうございます。何かご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

行政書士 こうべ元町事務所

行政書士 光森 司

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通 4 丁目 3 番 8 号

TEL : (078) 332-3911 FAX : (078) 332-3914

E-mail : kobe-m.office@x3.gmobl.jp